

**非財務情報と
取締役会の多様性の開示に関する
EU 会社法改正の影響**

2014 年 4 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所、

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課、

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

EUでは、非財務情報と取締役会の多様性の開示に関する会社法改正が正式に採択される見込みとなった。非財務情報の改正は、従業員500人以上の公共性のあるEU企業に対し、少なくとも、環境、社会、従業員、人権の尊重、汚職と贈賄の防止に関して、会社の方針、結果、リスクに関する情報を、毎年の経営報告書で開示することを、義務付けている。取締役会の多様性の開示に関する改正は、EUにおける上場企業を対象に、会社の経営、管理、監督機関構成員の、年齢、性別、教育、職業的背景の点に関する多様性確保のための方針、方針の目的、実施状況、報告期間における結果を、コーポレート・ガバナンス報告の中で説明することを、義務付けている。

いずれの改正点も、対象は、原則として、EU証券市場における上場企業であるため、日系企業への影響は限定的である。しかしながら、将来、対象を、非上場企業へ拡大する可能性が、改正の中で予告されているため、全世界的な非財務情報開示拡大の傾向を考慮して、対応の検討を開始することが必要かもしれない。

本報告書では、採択が決定された指令案の内容をまとめ、将来の改正を見据えた対応策を検討した。

目次

1. EUの会社法改正の背景..... 1
2. 非財務情報と取締役会の多様性の開示に関するEU会社法改正..... 2
3. 日系企業へのインパクト..... 12
4. 日系企業に求められる対応..... 14
5. 参考：本指令案、関連事項のタイムテーブル..... 18

【免責事項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所がEU問題の専門家である野村コンサルティング・ヨーロッパの野村正智氏に作成委託したものであり、同氏の承諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。著作権は野村正智氏に帰属します。報告書は2014年3月現在に入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

1. EU の会社法改正の背景

「CSR に関する 2011-2014 年の新たな方針」と題する欧州委員会のコミュニケーション (COM (2011) 681)¹では、EU における企業の社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility) に関する方針を定めている。その中で欧州委員会は、CSR を、企業が社会に与える影響に対する企業の責任と定義しており、企業は、投資家などのステークホルダーとの緊密な協働により、社会、環境、倫理、人権、消費者に関する問題意識を経営と事業戦略に組み入れるプロセスを構築すべきであるとしている。そのために、非財務情報に関する開示は CSR 政策の鍵となる要素として位置づけている。

しかしながら、欧州委員会が行った調査によると、EU の大企業でも非財務情報を定期的の開示している企業は限られており、また、開示の質にかなりの差があるために、ステークホルダーが、企業の位置づけや行動を理解し、比較することは容易ではない。

その結果、非財務情報の開示を強化し、開示される非財務情報を意味があり、一貫性のあるものにし、比較を容易にすること、取締役会の多様性に関する開示を強化することで、取締役会の多様性を改善し、経営の効果的な監督、企業の強靱なガバナンスを容易にすることを目的に、非財務情報と取締役会の多様性の開示に関する指令案が 2013 年 4 月に、欧州議会と理事会に提出された。

2014 年 2 月に、この指令案の最終的な法文についての欧州議会と理事会の合意が成立した。欧州議会は、欧州議会選挙前の 4 月本会議で採択、理事会は、欧州議会での採択を受けて、採択、という順序で、正式に採択される予定である。

2013 年 4 月に、欧州委員会より提案された指令案 (COM(2013) 207) は、EU 加盟国の単体決算に関する制度を調和させるための第 4 号会社法指令 78/660/EEC と、連結決算に関する制度を調和させるための第 7 号会社法指令 83/349/EEC の改正案として提案された。しかしこの提案がなされた 2 か月後の 2013 年 6 月に、第 4 号会社法指令と第 7 号会社法指令を整理統合する、欧州議会理事会指令 2013/34/EU が採択されたため、欧州議会理事会指令 2013/34/EU の改正という形に改められた。

本報告書は、2014 年 2 月 26 日に、理事会の下部機関である常駐代表委員会 (COREPER) において採択された、欧州議会と理事会の合意文書 (compromise text) に基づく。このため、番号の振り方など、未整備の箇所がある点、留意されたい。さらに、在欧日系ビジネス協議会 (JBCE) との情報交換等を通じて得た情報を加味した。JBCE は、会社法、CSR、環境政策等の分野で、EU の政策当局者に、ロビー活動を行っており、本指令案の審議過程においても、EU 外に本社を持つ国際企業を代表する組織として重要な提言を行い、最終的な法文に大きな影響を与えた。

¹ ジェトロ通商弘報 2011 年 11 月 14 日記事「企業の社会的・環境的情報の透明性確保へ指針-「責任ある企業活動」パッケージを発表-」 <http://www.jetro.go.jp/world/europe/biznews/4ec068ee46500>

2. 非財務情報と取締役会の多様性の開示に関する EU 会社法改正

(1) 改正点の概要

今回の主要な改正点は 2 点ある。第一は非財務情報の開示内容の拡大、第二は取締役会の構成の多様性に関する開示である。

第一の非財務情報の開示内容の拡大では、従業員 500 人以上の公共性のある EU 企業に対し、少なくとも、環境、社会と従業員、人権の尊重、汚職と贈賄の防止に関して、会社の方針、結果、主要なリスクに関する情報を毎年の経営報告書で開示することを義務付けている。

なお、公共性のある会社とは、EU 証券市場に上場している EU 会社、EU 法に基づく銀行・保険会社、加盟国が認定した会社を指す。

第二の取締役会の構成の多様性に関する開示では、EU における上場企業に対し、経営、管理、監督機関にかかわる、年齢、性別、教育、職業的背景などに関する多様性確保のための方針、目的、実施状況、結果を説明することを求めている。

さらに、第一の非財務情報の開示内容拡大に関連して、欧州委員会に対し、報告方法のガイダンスとして、指令の発効後 24 か月以内に、非財務重要業績評価指標(non-financial key performance indicators)を含む、拘束力のないガイドライン作成を求めている。

また、欧州委員会に対し、指令の対象を非上場の大企業に拡大すべきかどうか、などを検討した報告書を、発効後 4 年以内に提出するよう求めている。

(2) 非財務情報の開示

① 経営報告書

欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 19 条では単体の経営報告書による開示内容を定めている。今回の改正は、第 19a 条を新たに挿入し、非財務内容の開示について規定する。なお、改正前は、第 19 条で非財務情報の開示が定められており、この部分は、第 19a 条と重複したまま残されている。

第 19 条で規定されている経営報告書 (management report) とは、第 4 号会社法指令では、年次報告書 (annual report) と呼ばれていたもので、年次財務諸表 (annual financial statements) と同じく、作成と公表について、経営、管理、監督機関の構成員が、共同責任を持つ。日本の株式会社法上の、事業報告におおむね相当する。

欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 19 条は、次のように定めている。

第 19 条 経営報告書の内容

1. 経営報告書には、当該会社のビジネスの発展と業績、その位置づけの公正なレビューを、当該会社が直面する主要なリスクと不確定要素とともに、含まなければならない。
レビューは、当該会社のビジネスの発展と業績、その位置づけのバランスが取れ、包括的な分析で、ビジネスの規模、複雑さに対応したものでなければならない。
この分析は、当該会社の発展、業績、その位置づけを理解する上で必要な程度まで、個別

ビジネスに関係のある、財務の重要業績評価指標（KPI）および、適切な場合には、非財務の重要業績評価指標を含むものとする。この中には、環境および従業員に関する情報を含むものとする。この分析は、適切な場合には、年次財務諸表中の数字への関連付け、および、追加の説明をするものとする。

2. 経営報告書では、次の事項を説明する。
 - (a) 事業の将来の発展の見通し
 - (b) 研究開発分野における活動
 - (c) 自社株取得についての情報
 - (d) 支店の存在
 - (e) 金融商品の利用が、資産負債財務状況損益の評価において重要な場合には、
 - (i) 金融リスク管理の目的と方針、ヘッジ会計が使われている、予想される取引の主要タイプごとのヘッジ方針
 - (ii) 価格リスク、信用リスク、流動性リスク、キャッシュフロー・リスクへのエクスポージャー
3. 加盟国は、小企業に対し、経営報告書の作成を免除することができる。ただし、その場合、自社株取得については、財務諸表の注記において開示する。
4. 加盟国は、中小企業に対し、第 1 パラグラフ第 3 サブパラグラフの非財務情報に関する部分の適用免除を選択することができる。

今回の改正によって挿入される第 19a 条は、次の通り定める。

第 19a 条 非財務報告

1. 決算日において、年度中の平均従業員数が 500 人を超える、公共性のある大企業は、少なくとも、環境、社会と従業員、人権の尊重、汚職と贈賄の防止に関する事項を、当該会社の発展、業績、位置づけ、活動の影響を理解できるレベルで、経営報告書に非財務報告を含める。その中には、次を含むものとする。
 - (a) 当該会社のビジネスモデルの簡単な説明。
 - (b) 実施されたデューデリジェンスのプロセスを含む、これらの事項に関する企業の方針の説明。
 - (c) 方針の結果。
 - (d) 当該会社の事業に対し、これらの事項が与える主要なリスク、関連性があり重要な場合には、これらの分野において、悪影響を及ぼす可能性のある事業上の関係、製品、サービス、および、どのようにリスク管理をしているか。
 - (e) 特定の事業に関係のある非財務重要業績評価指標 (KPI: Key Performance Indicator)。

当該会社が一あるいは複数の事項について、方針を持たない場合、方針を持たない理由を明確かつ詳細に説明しなければならない。

非財務報告では、適切な場合には、年次財務諸表中の数字への関連付けおよび、追加の説明をする。

差し迫った事項や、交渉中の事項については、次の条件を満たす場合、情報を開示しなくてもよいことを、加盟国の裁量で定めることができる。

- 経営、管理、監督機関の構成員の意見によると、特定の情報を開示することにより、当該会社の営業上の立場が著しく不利になる。ただし、その意見は、正当だと理由づけされており、構成員は、法律に基づく権限の枠内で、共同責任を負う形で、意見を述べている。
- かつ、開示しないことで、当該会社の発展、業績、位置づけ、活動の影響について、公正かつバランスの取れた理解をすることが妨げられない。

第 1 サブパラグラフで求められている情報の開示にあたって、加盟国は、当該会社が、国、EU、国際的な枠組みに依拠することを認めること。その場合に当該会社は依拠する枠組みを明示する。

2. 第 1 パラグラフの要件を満たした会社は、第 19 条 1.第 3 サブパラグラフで規定された非財務情報の分析に関する要件を満たしたものとみなす。
3. 子会社は、子会社自身とその子会社が、第 29 条と第 19a 条に従って作成された他の会社の連結経営報告書あるいは独立した報告書に含まれている場合、第 1 パラグラフで定められた要件の適用を免除される。
4. 同一の年度に関し、独立した報告書を作成している会社は、国、EU、国際的な枠組みに依拠しているか否かにかかわらず、その報告書が、第 1 パラグラフで定められた非財務報告に関する情報をカバーしている場合、加盟国は、下記のいずれかの条件のもとで、第 1 パラグラフで定められた非財務報告を作成することを免除することができる。
 - (a) 第 30 条に基づき経営報告書とともに公表されている。
 - (b) 決算日から 6 か月を超えない合理的な期間内に、当該会社のウェブサイトにおいて公開され、その旨が経営報告書に書かれている。
5. 加盟国は、法定監査人あるいは監査法人が、第 19a 条第 1 パラグラフで定められた非財務報告あるいは第 19a 条第 4 パラグラフで定められた独立した報告書が作成されていることを確認することを定める。
6. 加盟国は、第 1 パラグラフで定められた非財務報告あるいは第 4 パラグラフで定められた独立した報告書の情報については、独立した監査サービス会社によって検証するよう求めることができる。
7. 加盟国は、中小企業に対し、非財務情報に関する第 1 パラグラフ適用の免除を定めることができる。

②連結経営報告書

連結に関する規定は、欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 6 章で定められており、連結経営報告書については第 29 条で定められている。今回の改正は、第 29a 条を新たに挿入し、連結経営報告書における非財務内容の開示について規定する。

第 29 条で規定されている連結経営報告書 (consolidated management report) とは、第 4 号会社法指令では、年次連結報告書 (consolidated annual report) と呼ばれていたもので、年次連結財務諸表 (consolidated annual financial statements) と同じく、作成と公表について、経営、管理、監督機関の構成員が、共同責任を持つ。

欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 29 条は、次のように定めている。

第 29 条 連結経営報告書

1. 連結経営報告書は、本指令の他の規定で求められている情報に加え、第 19 条と第 20 条で求められている情報に、経営報告書と比べ、連結対象となっている会社全体の位置づけの評価を容易にするような、連結経営報告書固有の性質に基づく必要な調整を考慮し、作成する。
2. 第 19 条と第 20 条で求められている情報に、次の調整を加える。
 - (a) 自社株取得状況の詳細報告に関し、連結経営報告書では、親会社、子会社が保有、あるいは親会社や子会社の代理人として個人が保有している親会社の株数と額面価額、額面価額がない場合、会計上の額面価額を報告する。加盟国は、連結決算報告書の注記で開示することを認めるか、求めることができる。
 - (b) 内部統制とリスク管理システムの詳細報告は、コーポレート・ガバナンス報告書で、連結対象となっている会社全体の内部統制とリスク管理システムの主要な特徴について述べる。
3. 経営報告書に加えて、連結経営報告書が求められている場合、単一の報告書とすることができる。

今回の改正によって挿入される第 29a 条は、次の通り定める。第 19a 条に連結を反映させた内容である。

第 29a 条 連結非財務報告

1. 決算日において、連結ベースで、年度中の平均従業員数が 500 人を超える大グループの親会社である、公共性のある会社は、当該グループの発展、業績、位置づけ、活動の影響を理解する上で必要な程度の、少なくとも、環境、社会・従業員、人権の尊重、汚職と贈賄の防止に関する事項を、連結経営報告書に連結非財務報告を含める。その中には、次を含むものとする。
 - (a) 当該グループのビジネスモデルの簡単な説明。
 - (b) 実施されたデューデリジェンスのプロセスを含む、これらの事項に関するグループの

方針の説明。

- (c) 方針の結果。
- (d) 当該グループの事業に対し、これらの事項が与える主要なリスク、関連性があり重要な場合には、これらの分野において、悪影響を及ぼす可能性のある事業上の関係、製品、サービス、および、グループとしてどのようにリスク管理をしているか。
- (e) 特定の事業に関係のある非財務重要業績評価指標 (KPI: Key Performance Indicator)。

当該グループが一あるいは複数の事項について方針を持たない場合、方針を持たない理由を明確かつ詳細に説明しなければならない。

連結非財務報告では、適切な場合には、連結財務諸表中の数字への関連付け、および追加の説明をする。

差し迫った事項や、交渉中の事項については、次の条件を満たす場合、情報を開示しなくてもよいことを、加盟国の裁量で定めることができる。

- 経営、管理、監督機関の構成員の意見によると、特定の情報を開示することにより、当該グループの営業上の立場が著しく不利になる。ただし、その意見は、正当だと理由づけされており、構成員は、法律に基づく権限の枠内で、共同責任を負う形で、意見を述べている。
- かつ、開示しないことで、当該グループの発展、業績、位置づけ、活動の影響について、公正かつバランスの取れた理解をすることが妨げられない。

第1サブパラグラフで求められている情報の開示にあたって、加盟国は、親会社が、国、EU、国際的な枠組みに依拠することを認めること。その場合、親会社は依拠する枠組みを明示する。

2. 第1パラグラフの要件を満たした親会社は、第19条1第3サブパラグラフと第29条で規定された非財務情報の分析に関する要件を満たしたものとみなす。
3. 親会社が子会社である場合、親会社とその子会社が第29条と本条第4パラグラフに従って作成された他の会社の連結経営報告書あるいは独立した報告書に含まれている場合、第1パラグラフで定められた要件の適用を免除される。
4. 同一の年度に関し、グループ全体に関する、独立した報告書を作成している親会社は、国、EU、国際的な枠組みに依拠しているか否かにかかわらず、その報告書が第1パラグラフで定められた非財務報告に関する情報をカバーしている場合、加盟国は、下記のいずれかの条件のもとで、第1パラグラフで定められた非財務報告を作成することを免除することができる。
 - (a) 第30条に基づき連結経営報告書とともに公表される。
 - (b) 決算日から6か月を超えない合理的な期間内に、当該親会社のウェブサイトにおいて公開され、その旨が経営報告書に書かれている。
5. 加盟国は、法定監査人あるいは監査法人が、第29a条第1パラグラフで定められた連結非財務報告あるいは第4パラグラフで定められた独立した報告書が作成されていることを確

認することを定める。

6. 加盟国は、第 1 パラグラフで定められた非財務報告あるいは第 4 パラグラフで定められた独立した報告書の情報については、独立した監査サービス会社によって検証するよう求めることができる。
7. 加盟国は、中小企業に対し、非財務情報に関する第 1 パラグラフの要件の適用免除を定めることができる。

③非財務重要業績評価指標

今回、採択が合意された非財務情報と取締役会の多様性の開示に関する指令案では、欧州議会理事会指令 2013/34/EU の改正に加え、欧州委員会に対し、報告方法のガイダンスとして、非財務重要業績評価指標(non-financial key performance indicators)を含む、拘束力のないガイドラインを作成することを求めている。本指令の発効時期を 2014 年 5 月と仮定すれば、欧州委員会は、ガイドラインを 2016 年 5 月までに発表しなければならない。

合意された内容は、以下の通りである。

EU の会社による、意味があり、有用かつ比較可能な非財務情報の開示を容易にするために、非財務情報を報告するための方法について、拘束力のないガイドラインを、欧州委員会は作成する。このガイドラインには、一般及びセクター固有の、非財務重要業績評価指標が含まれる。欧州委員会は、作成の過程で、ステークホルダーとコンサルテーションを行う。欧州委員会は、本指令の発効後 24 か月以内にガイドラインを発表する。

(3) 取締役会の構成の多様性に関する開示

欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 20 条ではコーポレート・ガバナンス報告書について定めている。今回の改正では、第 20 条で列挙されている開示事項(a)-(f)に、(g)が新たに追加され、第 3 項、第 4 項で(g)への言及が挿入され、さらに第 5 項が新たに追加される。

改正後の欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 20 条は、次の通りとなる。

第 20 条 コーポレート・ガバナンス報告

1. 第 2 条(1)(a)の定義に該当する会社は、経営報告書に、コーポレート・ガバナンス報告書(corporate governance statement)を含めなければならない。コーポレート・ガバナンス報告書は、経営報告書中の特定の項目とされ、少なくとも次の情報を含むものとする。
 - (a) 該当する場合、以下の事項。
 - (i) 依拠しなければならないコーポレート・ガバナンス綱領。
 - (ii) 自発的に適用することを決めたコーポレート・ガバナンス綱領。
 - (iii) 加盟国法の要請を超えて適用されているコーポレート・ガバナンスの実践について、すべての関係のある情報。
 - (i) あるいは(ii)が適用される場合には、どこで該当する綱領が公開されているかを示す。(iii)が適用される場合には、そのコーポレート・ガバナンスの実践について公開する。

- (b) 当該会社が、加盟国法に従って、(a)(i) か (ii)で言及されているコーポレート・ガバナンス綱領から逸脱する場合、コーポレート・ガバナンス綱領のどの部分から逸脱しているのか説明し、かつその理由を説明。(a)(i) か (ii)で言及されているコーポレート・ガバナンス綱領の条項を全く適用しないと決めた場合には、その理由の説明。
- (c) 財務報告プロセスに関する内部統制とリスク管理システムの主要な特徴の描写。
- (d) TOBに関する指令 2004/25/EC の対象となる場合、同指令第 10 条(1)の(c), (d), (f), (h), (i)で求められている情報。

ちなみに、同指令の第 10 条(1)で求められている開示内容は、次の通りである。(c) 直接・間接の主要株主、(d) 特別なコントロールの権利が付与されている証券保持者とその権利内容、(f) 投票権の制限、(h) 取締役の任命と交代・定款の変更に関するルール、(i) 取締役の権限・特に株式の発行と買戻しに関する権限。

- (e) 加盟国法や規制に基づき、情報が完全に公開されていない場合、株主総会の運営とその主要な権限、株主の権利と行使方法。
 - (f) 会社の経営・管理・監督機関と委員会の構成・運営。
 - (g) 会社の経営、管理、監督機関における、例えば、年齢、性別、教育、職業的背景の点に関する多様性確保のための方針、方針の目的、実施状況、報告期間における結果の説明。多様性確保のための方針を持たない場合、その理由を説明。
2. 加盟国は、本条第 1 パラグラフで求められる情報を、次のいずれかの形式で公表することを認めることができる。
- (a) 第 30 条に基づき経営報告書とともに別の報告書を公表する。
 - (b) 書類を当該会社のウェブサイトにおいて公表し、その旨を経営報告書に記す。

本条第 1 パラグラフ(d)で求められている情報については、上記(a), (b)の別途作成された報告書あるいは書類において、経営報告書中の該当箇所を示すことで対応することができる。

3. 法定監査人あるいは監査法人は、本条第 1 パラグラフ (c)と(d)に関しては、第 34 条(1)第 2 サブパラグラフに従い、意見を述べる。本条第 1 パラグラフ (a), (b), (e), (f), (g)に関しては、情報が含まれているかどうかを確認する。
4. 金融商品市場に関する指令 2004/39/EC 第 4 条(1) ポイント(14)で定義されたところの規制された市場で、株式以外の証券のみを発行し、流通させている会社は、同指令第 4 条(1) ポイント(15)で定義されたマルチラテラル・トレーディング・ファシリティ (MTF) で流通している株式を発行していない限り、本条第 1 パラグラフ(a), (b), (e), (f), (g)の適用を除外することを、加盟国の裁量で認めることができる。

なお、MTFとは、規制された取引所以外で行われる、多数の投資家間の証券の売買サービスを提供する場で、日本の私設取引システム（PTS）に相当する。

5. 第40条の規定にかかわらず、第1パラグラフ(g)は、中小企業には適用されない。（第40条では、公共性のある会社はたとえ中小企業であっても適用除外の対象としないことを定めている。）

(4) 公表

欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第33条では、年次財務諸表、経営報告書の作成、公表に関する責任と義務を定めている。非財務情報報告の公表方法に関する第19a条(4)、第29a条(4)に対応するために、第33条1の部分が、次のように改正される。

第33条 財務諸表と経営報告書の作成、公表に関する責任と義務

1. 加盟国は、加盟国法で定められた権限に基づいて職務を果たしている、企業の経営、管理、監督機関の構成員は、次の事項が、本指令の規定と、該当する場合には、Regulation (EC) No 1606/2002に基づいて採択される国際会計基準に従って作成され、公表されることに共同責任を持つことを定める。
 - (a) 年次財務諸表、経営報告書、別途発行される場合のコーポレート・ガバナンス報告書、第19a条(4)で定める報告書。
 - (b) 連結財務諸表、連結経営報告書、別途発行される場合の連結コーポレート・ガバナンス報告書、第29a条(4)で定める報告書。

(5) 監査

欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第34条では、監査について定めている。今回の改正では、3.が追加され、第19a条(1)で定める非財務報告と、第29a条(1)で定める連結非財務報告、第19a条(4)と第29a条(4)で定める別途作成された報告書については、第34条が適用されないことを定める。

第34条 一般的要件

1. 加盟国は、公共性のある会社、および、中・大企業の財務諸表は、加盟国によって承認された一ないしは複数の法定監査人あるいは監査法人によって、指令 2006/43/EC に従って監査されることを定める。
- 加えて、法定監査人あるいは監査法人は、
- (a) 下記の事項については、意見を述べる。
 - (i) 経営報告書が同年度の財務諸表と一貫しているか。
 - (ii) 経営報告書が適用される法的要件に従って作成されたか。

- (b) 監査中に得られた対象会社に関する知識・理解・環境を鑑みて、経営報告書に重要な虚偽記載を見つけたかどうか、あれば虚偽記載はどのような性質のものかを述べる。
2. パラグラフ 1 の第 1 サブパラグラフは、連結財務諸表に準用する。パラグラフ 1 の第 2 サブパラグラフは、連結財務諸表と連結経営報告書に準用する。
 3. 第 19a 条(1)で定める非財務報告と第 29a 条(1)で定める連結非財務報告、第 19a 条(4)と第 29a 条(4)で定める別途作成された報告書については、本条は適用されない。

(6) 国別開示 (cbcr)について

①背景

国別開示 (CBCR: Country by Country reporting) は、企業の社会的責任の一環として登場した。すなわち、当初は、鉱山会社が発展途上国で賄賂を使うことなどを防止することが目的であった。

最初に法制化を行ったのは、2010年に成立した米国のドット・フランク法で、石油、ガス、鉱物資源開発会社に対し、外国政府への支払いを開示することを義務付けた。EUでも同様の法律が、欧州議会理事会指令 2013/34/EU において導入された。EUの場合には鉱業だけでなく、林業も対象となっている。

当初は鉱業・林業分野の会社の社会的責任の開示という意味で始められたが、OECDが中心となって検討している、課税ベースの浸食と利益移転 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) 問題により、税務問題として認識され、一般企業への適用が検討されるようになった。すなわち、多国籍企業に対し、事業を行っている国と課税の関係を、関係国別に開示することを求めることで、少なくとも税務当局に対し、多国籍企業の課税関係を透明化することが意図されている。2013年7月にOECDが提案し、G20によって承認されたBEPS行動計画には、多国籍企業に対し、収入、経済活動、支払った税金を、共通のテンプレートに基づいて関係国に開示するルールを作ることが含まれている。

CBCRの一般化がEUの議題に上ったのは、2013年5月である。2013年5月22日に開催された欧州理事会 (EU 首脳会議) は、結論として、「非財務情報と取締役会の多様性に関する指令案の審議は、大企業によるCBCRを確実にすることを念頭に行われる」と述べた。この欧州理事会の結論を受けて、欧州委員会で域内市場を担当しているバルニエ委員が、翌日5月23日、欧州理事会の結論に従い、金融機関に対するCBCRを全ての大企業に拡大することが欧州委員会の方針であると述べた。

しかしながら、欧州議会と理事会の間で合意された改正では、欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 48 条で定められている同指令の鉱業・林業を営む大企業に対する国別報告の規定を見直す際に、一般大企業へのCBCRの導入可能性を検討することにとどめられた。

②欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 10 章

欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 10 章 (第 41 条―第 48 条) では、鉱業・林業を営む大企業および公共性のある会社に対し、以下の政府への 10 万ユーロ以上の支払い内容を、2016

年1月1日か、それ以降に開始される会計年度から、毎年開示することを求めている。

- 生産の権利に対する支払い。
- 企業の収入、生産、利益に対する課税。ただし、付加価値税などの消費税、個人所得税、セールス・タックスを除く。
- ロイヤルティ。
- 配当。
- 署名、発見、生産に対するボーナス。
- ライセンス・フィー、レンタル・フィー、エントリー・フィー、その他のライセンス、コンセッションへの対価。
- インフラの改善に対する支払。

欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 48 条では、欧州委員会に対し、第 10 章の実施状況と効果を、2018 年 7 月 21 日までに欧州議会と理事会に報告し、必要であれば、立法措置の提案を行うことを求めている。報告書では、報告義務を他の産業セクターにも拡大するかどうか、政府への支払いに関する報告は監査対象とすべきかについて検討することを求めている。また、平均従業員数、下請業者の利用、執行された罰金などの追加的な開示を求めるかどうかについても検討することとされている。また、紛争鉱物に関するデューデリジェンス義務を EU の全上場企業に求める制度導入の実行可能性についても分析を行うこと、とされている。

今回の改正では、次の事項が追加された。

OECD における発展と、関連する欧州のイニシアティブの結果を考慮し、大企業に対し、事業を行っている EU 加盟国および EU 加盟国以外の国ごとに、少なくとも、利益、税金、受け取った公的補助金に関する情報を毎年報告する義務を導入する可能性についても、報告書で検討する。

③金融機関による国別報告

2013 年 5 月 23 日のバルニエ欧州委員の発言で触れられている、金融機関に対する国別報告の義務付けは、欧州議会・理事会指令 2013/36/EU で規定されている。同指令では、金融機関の資本に関する規制および規制当局のルールが定められている。

- 同指令第 89 条では、金融機関に対し、2015 年 1 月 1 日より、加盟国単位、国単位に、次の情報を、連結ベースで開示することを求めている。
 - a. 名称、活動、地理的位置。
 - b. 売上。
 - c. 従業員数。
 - d. 課税前利益(損失)。
 - e. 税。
 - f. 受け取った公的な補助金。

- a,b,c は、2014 年 7 月 1 日より、開示することが求められている。

ただし、利益、税、補助金にかかわる d.e.f. の 3 項目の開示については、留保条項が付いている。

まず、EU 内で認可を受けた「グローバルにシステム上重要な金融機関」に対しては、2014年7月1日までに、これらの3項目を、非公開で、欧州委員会に提出することを求めている。欧州委員会は、EU レベルの銀行、保険年金、証券市場監督機関と協議の上、このような情報を公開することが、競争力、投資、信用供与、金融システムの安定などに、経済的にマイナスの影響を与えるかどうかの全般的な評価を行い、2014年12月31日までに欧州議会、理事会に報告書を提出する。重大な懸念があるとされた場合、この指令の修正提案をする。

(7) 実施状況に関する報告書

今回採択が合意された非財務情報と取締役会の多様性に関する情報開示に関する指令案では、欧州議会理事会指令 2013/34/EU の改正に加え、欧州委員会に対し、実施状況に関する報告書を、発効後4年以内に提出するよう求めている。本指令の発効時期を2014年5月と仮定すれば、欧州委員会は、報告書を2018年5月までに発表しなければならない。

合意された内容は、以下の通りである。

欧州委員会は、本指令の実施状況について、非上場大企業を対象とするかどうかなどの対象範囲、指令の効果、欧州委員会が作成したガイダンスと方法の水準、その他を含む報告書を、欧州議会と理事会に提出する。報告書は、本指令発効後4年以内に発表され、必要であれば、法案を伴うものとする。

3. 日系企業へのインパクト

(1) 非財務情報の開示内容の拡大

非財務情報の開示内容の拡大が適用される対象は、決算日において、年度中の平均従業員数が500人を超える、公共性のある大企業である。

公共性のある会社（public-interest entities）の定義は、欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第2条(1)によると、次の通りである。

- (a) 金融商品市場に関する欧州議会理事会指令 2004/39/EC 第4条第1項(14)で定義された規制された市場で、その会社の譲渡可能証券を流通させることを認められている、加盟国法に準拠する会社。
- (b) 欧州議会理事会指令 2006/48/EC 第4条(1)の定義に基づく銀行。
- (c) 欧州議会理事会指令 91/674/EEC 第2条(1)の定義に基づく保険会社。
- (d) ビジネスの性格、規模、従業員数などの理由により、加盟国によって公共性のある会社と認定された会社。

従って、日系企業の欧州子会社で対象となる可能性があるのは、規制された市場で、株式を上場している、あるいは社債などを発行している会社で、かつ、単体あるいは連結ベースで従業員500人以上の会社および、銀行、保険会社、加盟国によって公共性のある会社と認定された会社、である。

単体あるいは連結ベースで従業員500名を超えるEU子会社が社債だけをEU市場で発行し

ている場合、欧州議会理事会指令 2013/34/EU では、公共性のある大企業の定義に当てはまる。

そのため、同指令第 19a 条で定める非財務報告、同指令第 29a 条で定める連結非財務報告の適用除外対象にはならず、開示が求められる。その一方で、欧州議会理事会指令 2004/109/EC（いわゆる透明性指令）第 8 条(1)により、社債だけを発行している会社は、上場規則上、経営報告書、連結経営報告書の作成を免除される。

ただし、EU 指令上では、上記のような違いがあるが、EU 指令は、加盟国法に反映されて、はじめて効力を発するため、加盟国法への反映方法によっては、上記の違いが反映されない可能性もある。

欧州議会理事会指令 2013/34/EU の対象は、EU 加盟国法に準拠する会社であるため、日本の親会社が、直接、EU 市場で株式を上場あるいは社債を発行している場合は、同指令第 19a 条で定める非財務報告、同指令第 29a 条で定める連結非財務報告の適用対象にはならない。

(2) 取締役会の構成の多様性に関する開示

欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 20 条(g)取締役会の構成の多様性に関する開示の対象になる会社は、経営報告書に、コーポレート・ガバナンス報告 (corporate governance statement) を含めなければならない、同指令第 2 条(1)(a)の定義に該当する会社である。

第 2 条(1)(a)の定義に該当する会社とは、次の通りである。

金融商品市場に関する欧州議会理事会指令 2004/39/EC 第 4 条第 1 項 (14)で定義された規制された市場で、その会社の譲渡可能証券を流通させることを認められている、加盟国法に準拠する会社。

ただし、取締役会の構成の多様性に関する開示については、次の適用除外ルールが定められている。

- 金融商品市場に関する指令 2004/39/EC 第 4 条(1) ポイント(14)で定義されたところの規制された市場で、株式以外の証券のみを発行し、流通させている会社は、同指令第 4 条(1) ポイント(15)で定義されたマルチラテラル・トレーディング・ファシリティ (MTF) で流通している株式を発行していない限り、本条第 1 パラグラフ(a), (b), (e), (f), (g)の適用を除外することを、加盟国の裁量で認めることができる。
- 中小企業には適用されない。

欧州議会理事会指令 2013/34/EU 第 3 条によると、中小企業とは、決算日に、次の 3 基準のうち 2 つ以上を満たさない企業である。

(a) 貸借対照表合計：EUR20,000,000

(b) 純売上高：EUR40,000,000

(c) 年度中の平均従業員数：250 人

コーポレート・ガバナンス報告に含まれる取締役会の構成の多様性に関する開示は、非財務情報の開示内容の拡大と同様に、EU の上場企業に適用される。非財務情報の開示拡大との違いは、次の通りである。

- 非上場の銀行、保険会社、加盟国によって公共性のある会社と認定された会社には適用

されない。

- EU 市場で債券のみを発行している場合、適用除外の可能性が認められている。いずれにせよ、欧州議会理事会指令 2004/109/EC 第 8 条(1)に基づき、EU 市場で債券のみを発行している場合、経営報告書、連結経営報告書の適用除外になるため、加盟国が、欧州議会理事会指令 2013/34/EU についてだけ、適用除外を導入しないという可能性は小さい。
- 年度中の平均従業員数 250 人以上の上場企業の場合、貸借対照表合計基準あるいは純売上高基準を満たせば、適用対象となる。

従って、EU の公設あるいは私設の証券取引所で、株式を発行、流通させていない限り、日系企業に直接の影響はなさそうである。

4. 日系企業に求められる対応

前項で述べた通り、今回の改正の日系企業に対する影響は、当面、限定的である。

対象とならない日系企業としては、次の対応が考えられる。

- 当面、対応を検討しない。
- 開示拡大の傾向を考慮して、法制化前に対応を考える。

本指令発効後 4 年以内に欧州委員会によって発表される実施状況報告書の結果、本指令による開示の対象が非上場大企業に拡大された場合、単体あるいは連結ベースで従業員 500 人を超える欧州子会社は、開示の対象になる。そのような場合を考慮して、事前に対応策を検討することは、有効かもしれない。

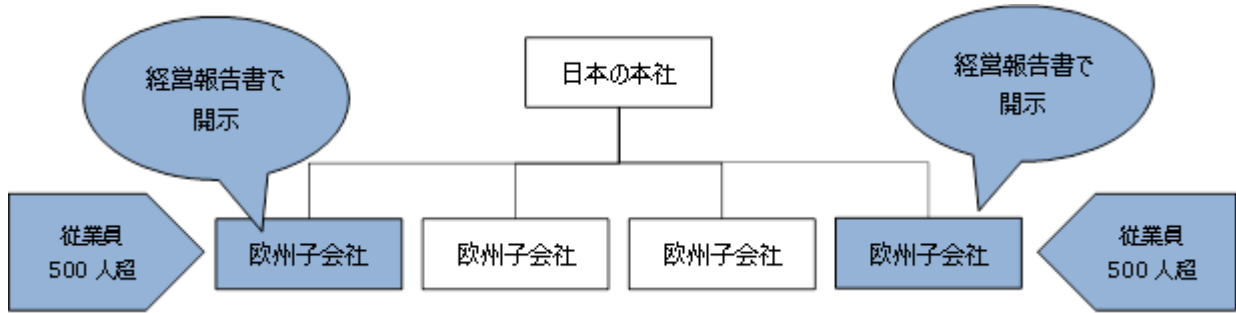
ちなみに、本指令案の審議の過程では、上場企業だけでなく、非上場企業も対象とすること、従業員数 250 人を超える会社を対象とすること、などが検討された。従って、将来、対象が拡大される可能性は、現実的と言える。

以下、非財務情報開示の対象が、単体あるいは連結ベースで従業員 500 人を超える非上場大企業に拡大された場合を想定して、対応を検討する。

対応を検討するにあたって重要なのは、環境、社会と従業員、人権の尊重、汚職と贈賄の防止などの点に関し、グループでどのような内部統制・リスク管理制度を導入し、その開示を行いたい点かという点と、グループのどのレベルで開示するかという点である。

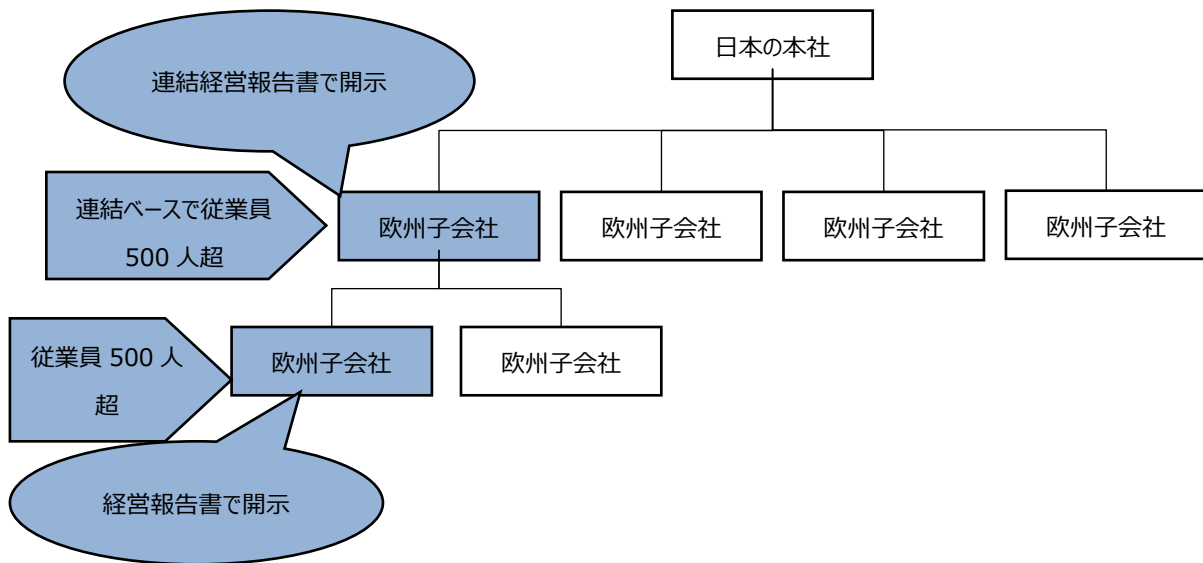
例えば、対象となる欧州子会社ごとに、開示に対応するという選択肢は、事業の現場に近い点と、事業規模が全グループ全体と比べ限定される点で、比較的対応が容易であろう。その場合、開示の責任は子会社の取締役会にあるため、内部統制・リスク管理上の対応も、その子会社に限定することができる (図 1)。

(図1) 将来、対象が非上場大企業に拡大されるという想定の下、各欧州子会社で対応する(1)。

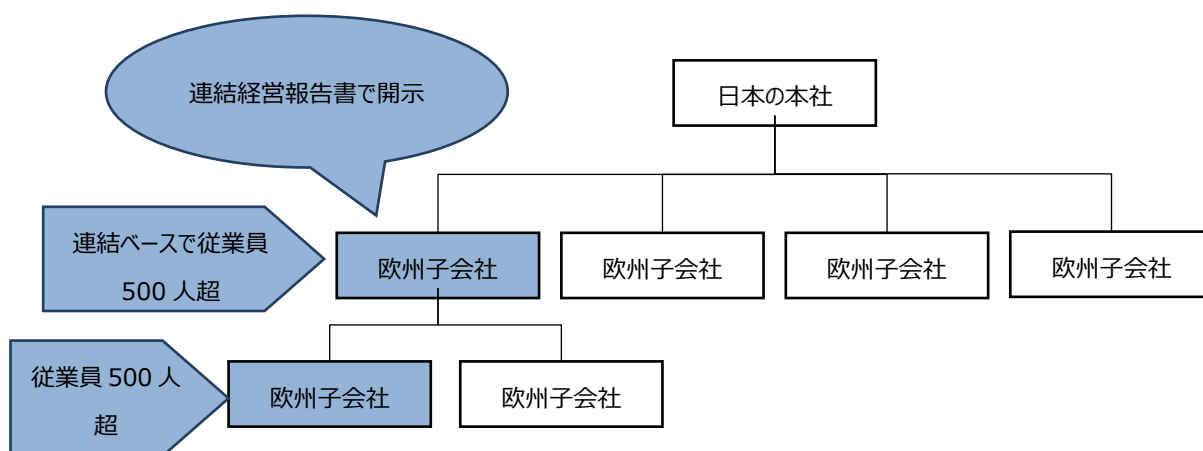


子会社が連結ベースで非財務情報開示の対象となり、その連結対象会社にも非財務情報開示の対象となる会社がある場合、両方で開示することも可能(図2)であるが、連結経営報告書で、統合して開示することも可能(図3)である。単純に作成する報告書の数を考慮すると、連結経営報告書で統一した方が、合理的であるが、指令の趣旨には反するかもしれないが、経営報告書の作成にひな形を使うなどして、簡単に行われている場合、必ずしも、重要な点ではないかもしれない。

(図2) 将来、対象が非上場大企業に拡大されるという想定の下、各欧州子会社で対応する(2)。

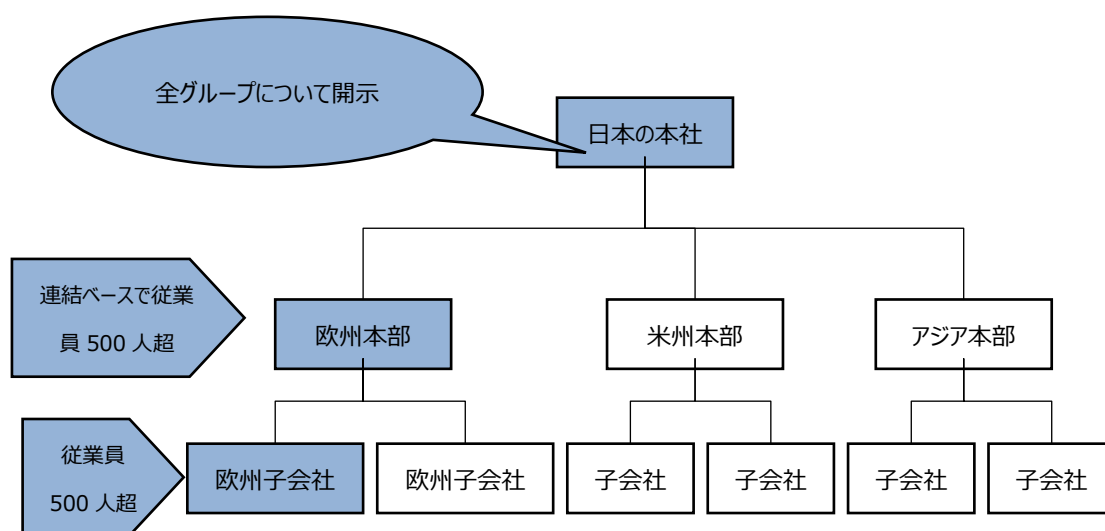


(図 3) 将来、対象が非上場大企業に拡大されるという想定の下、欧州内の連結経営報告書で対応する。



非財務情報の開示、という観点からだけではなく、環境、社会と従業員、人権の尊重、汚職と贈賄の防止などに関し、グループ全体における対応を積極的に進めるのであれば、グループ全体に適用される方針とその実施状況、実施結果、リスク管理等について、グループを統括した報告を作成すべきである(図 4)。子会社レベルの開示で対応する場合、対象子会社が増えた場合、コストアップ要因になるだけでなく、グループ全体における内部統制・リスク管理上の対応もちぐはぐになる可能性がある。

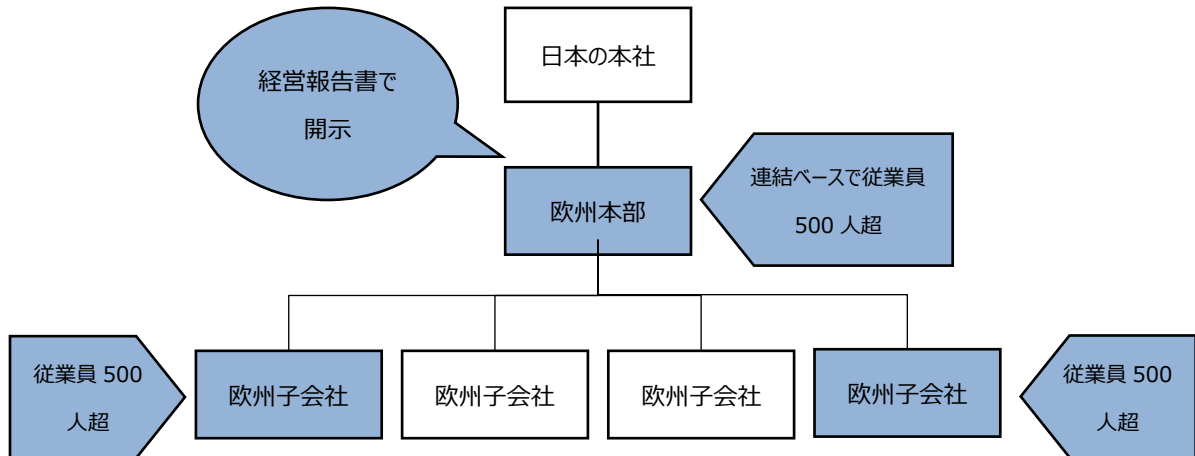
(図 4) 将来、対象が非上場大企業に拡大されるという想定の下、日本の本社でグループを統括して対応する。



その一方で、非財務情報を日本の親会社で開示する場合、親会社が同等の情報開示をしていることを条件に、欧州子会社レベルでは、適用を免除される。親会社で同等の開示が求められるため、親会社の開示内容を EU 指令の求める内容に対応させる必要がある。さらに、方針の

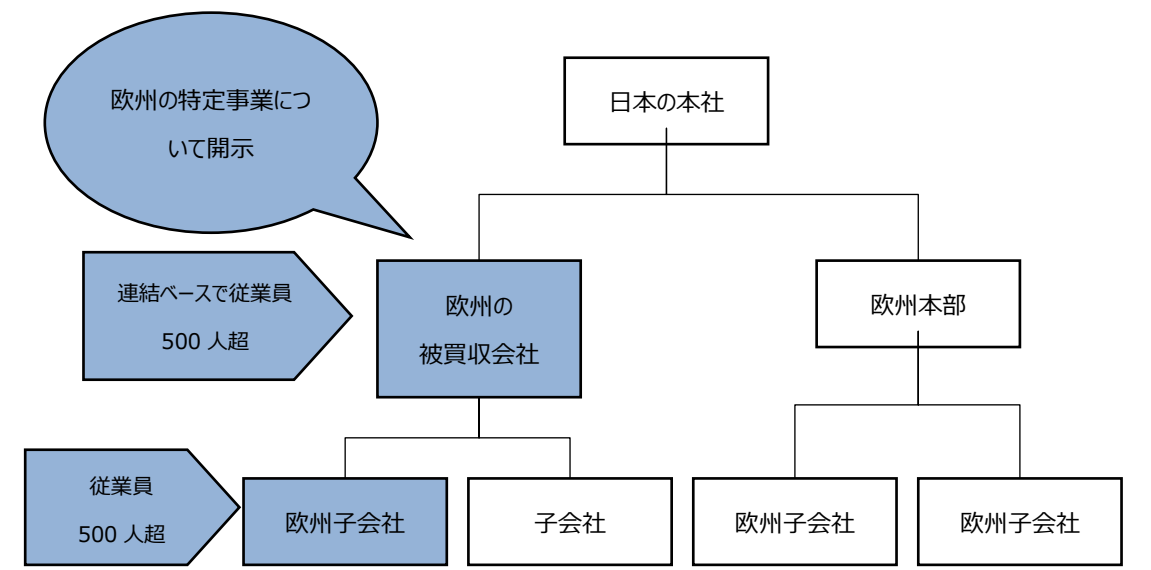
実施、フィードバック、リスク管理などについて、グループ全体の体制を整えるためには、グループ本社だけでなく、各グループ企業で経営資源を割り当てる必要がある。この場合、第一歩として、欧州本部の連結経営報告書で、欧州事業に限定して対応することも考えられる（図5）。そのためには、欧州本部に十分な権限と経営資源を割り当てる必要がある。

（図 5）将来、対象が非上場大企業に拡大されるという想定の下、欧州本部で欧州事業を統括して対応する。



買収などによって EU をベースとする大規模な子会社がある場合、その子会社に非財務情報開示の経験や非財務情報開示に対応する経営資源がある場合、その子会社が対応を始め、のちに全グループ企業に展開するという方法もある（図 6）。日系企業の国際的な事業展開が成熟するにつれ、被買収会社における優れた人材や制度を親会社へ吸い上げ、全グループに展開するというケースは、今後増えて行くと考えられる。

（図 6）将来、対象が非上場大企業に拡大されるという想定の下、まず欧州の大規模子会社で対応する。



5. 参考：本指令案、関連事項のタイムテーブル

本指令案の提案、採択、関連事項のタイムテーブルは、以下の通りである。

- 2013年4月16日、欧州委員会が指令案を欧州議会と理事会に提出（COM(2013) 207）。
- 2013年6月26日、第4号会社法指令と、第7号会社法指令を統合する欧州議会理事会指令 2013/34/EU 採択。
- 2014年2月、欧州議会と理事会の間で、本指令案についての合意成立。
- 2014年4月、本改正案を欧州議会本会議で採択、その後、理事会で採択。
- 2014年5月25日、欧州議会選挙。
- 2014年9月-2015年12月、OECD BEPS Action Plan の主要項目完了期限。
- 2014年12月31日、金融機関に関する国別開示（CBCR）について、予定通り実施するか否かの報告期限。
- 2015年1月1日、新欧州委員会発足。
- 2015年7月20日、欧州議会理事会指令 2013/34/EU の加盟国法への導入期限。
- 2016年5月頃、本指令の加盟国法への導入期限。（加盟国法への導入期限後に開始される会計年度より、適用される。例、12月決算の場合、2017年1月1日に始まる会計年度、3月決算の場合、2017年4月1日に始まる会計年度。）
- 2018年5月頃、欧州委員会による本指令に関する報告書発表期限（対象範囲を非上場大企業へ拡大するかどうかを含む）。
- 2018年7月21日欧州議会理事会指令 2013/34/EU の見直し期限（本指令に基づく、CBCRに関する報告を含む）。

以上

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：非財務情報と取締役会の多様性の開示に関する EU 会社法改正の影響

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～